報 道 機 関 各 位

令和４年（2022 年）８月 29 日（月）11 時 00 分 配付

項　　目	令和４年　秋のヒグマ注意特別期間について
配付資料	【参考資料】（令和４年秋のヒグマ注意特別期間、ヒグマによる人身被害の発生状況） 普及啓発ポスター「秋はヒグマに注意」 参考：北海道ヒグマ注意報等の概要
内容及び報道に当たってのお願い	・ 内容 【ポイント】 ヒグマによる人身被害の多くが春と秋に発生している状況を踏まえ、 道民等への注意喚起として「秋のヒグマ注意特別期間」を設定 道では、ヒグマによる人身被害を防止するため、過去に被害が特に多く発生している春と秋に、北海道ヒグマ注意報等発出実施要領に基づき「ヒグマ注意特別期間」を設定し、道民等への注意喚起に努めているところです。 本年も、キノコ採りやハイキングなどで山野に出かける機会が多くなり、また、冬眠に備えヒグマの活動が活発になるこの季節を迎えるに当たり、「秋のヒグマ注意特別期間」を設定して、道民等に注意喚起を行います。 「令和４年 秋のヒグマ注意特別期間」 令和４年（2022 年）９月３日（土）から１０月３１日（月）まで（５９日間） ヒグマによる人身被害を防ぐためには、ヒグマに出遭わないための基本的なルールを守ることが重要です。 注意特別期間の取組として、リーフレットの配布やポスターの掲示、ホームページ、SNS など各種広報媒体の活用による注意喚起活動等の取組を強化します。 〈ヒグマに出遭わないための基本的なルール〉 ○ 野山に入る前には、市町村などのヒグマ出没情報を確認する ○ 単独行動は避け、複数で行動する ○ 鈴や笛など音の出るものを鳴らす ○ ヒグマのフンや足跡を見たら、すぐに引き返す　　など (URL:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/kihon.html) ・ 報道に当たってのお願い 人身被害発生防止のため、基本的なルールを守ることを含め、積極的な報道をお願いします。
他のクラブとの関係	北海道（野生動物対策課）同時配付
担当窓口	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課長 （担当者：課長　橘（たちばな）　幸男（ゆきお）） TEL：ダイヤルイン　0152-41-0626（内線：2950）

【参考資料】

１　「令和４年秋のヒグマ注意特別期間」について

期間：令和４年９月３日（土）～１０月３１日（月）の５９日間

（１）概要

ヒグマによる人身被害の未然防止を図るため、平成14年度から、道民等が山菜採りやキノコ採りなどのため、ヒグマの生息する野山に入る機会の多くなる春と秋に、北海道ヒグマ注意報等発出実施要領に基づく注意喚起として、「ヒグマ注意特別期間」を設定し、普及啓発事業を実施。

（２）取組

「野山でヒグマに遭わないための基本的ルール」の普及啓発を図るための取組を実施。

＜基本的なルール＞

〇事前にヒグマの出没情報を確認する　〇単独行動を避け、複数で行動する

〇鈴など音の出るものを鳴らす　〇クマの足跡やフンを見つけたら、すぐに引き返す

＜取組＞

〇総合振興局・振興局職員による巡視活動

〇普及啓発リーフレットの配布

〇道のホームページで市町村のヒグマ出没情報サイトへのリンク集を掲載　など

２　ヒグマによる人身被害について（狩猟や駆除の際の事故を除く）

（１）月別被害者数（H1～R4年7月末現在の合計）

ヒグマによる人身被害は、特に春と秋に多く発生しています。これは、春は山菜採り、秋はキノコ採りなど、人間が山野に出かける機会が多い季節であることに加え、ヒグマも春は冬眠明けのために、秋は冬眠を控えてともに餌を求めてより活発に活動するため、人間とヒグマが遭遇する確率が高まることが原因と考えられています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
死亡者数	5	4	2	2	0	3	2	0	0	1	0	0	19
負傷者数	6	4	6	4	3	2	8	1	0	0	2	3	39
合計	11	8	8	6	3	5	10	1	0	1	2	3	58

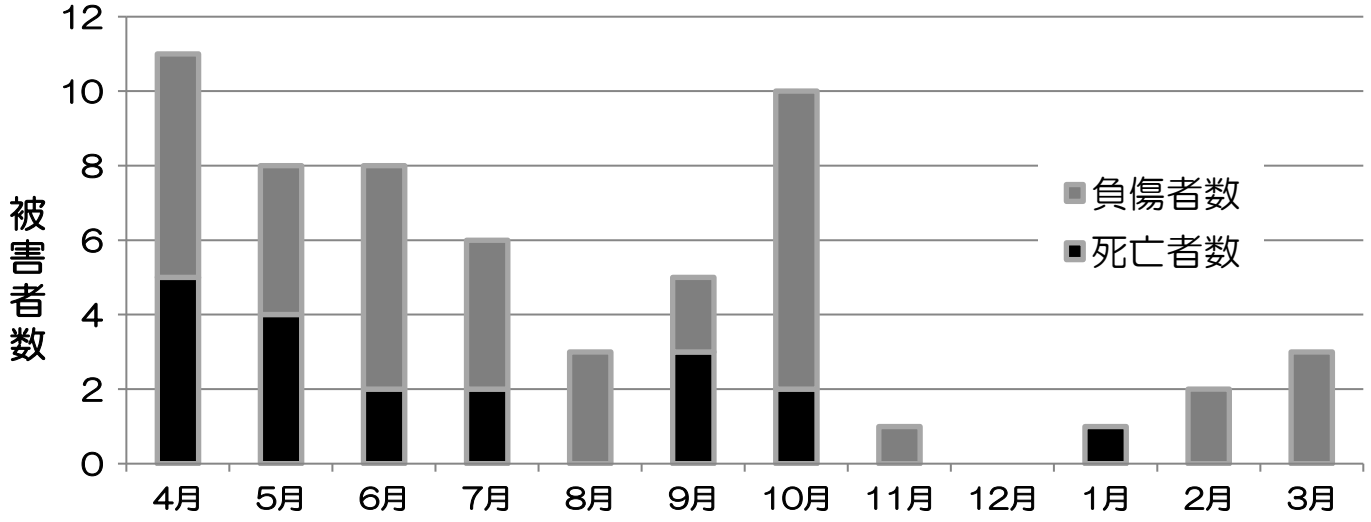

（２）人身被害発生時の被害者の活動（H1～R4年7月末現在の合計）

ヒグマによる人身被害発生時の被害者の活動をみると、山菜採り及びキノコ採りが半数を超え最も多く、山菜採りやキノコ採りは特に被害に遭いやすい野外活動といえます。

なお、人身被害で最も多いのは、ヒグマの捕獲に従事しているときに逆襲されるなどで狩猟者が被害に遭うものですが、特殊な事例のためそれらについてここでは除外しています。

被害者の活動	被害者数	内　訳	
		死亡	負傷
山菜・キノコ採り	31	13	18
山林作業	7	1	6
農作業	7	2	5
釣り	2	2	0
その他	11	1	10
合計	58	19	39

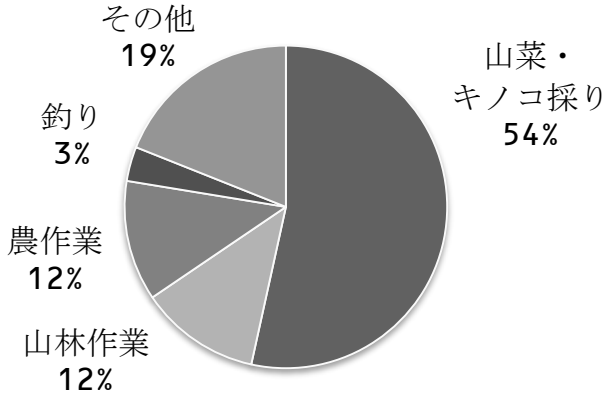

〔過去10年間（H24～）の秋（9～10月）に発生した事故の概要（狩猟や駆除の際の事故を除く）〕

年度	発生月	被害者の活動	発生地	被害者	死傷
H25	9月	やまぶどう採り	渡島管内函館市	63歳男性	負傷
H26	9月	散歩	オホーツク管内滝上町	76歳男性	負傷
	10月	キノコ採り	石狩管内千歳市	59歳男性	負傷
H28	10月	山林作業	釧路管内厚岸町	40歳男性	負傷
H29	10月	キノコ採り	釧路管内白糠町	73歳男性	死亡
H30	10月	キノコ採り	渡島管内八雲町	５８歳男性	負傷

H24、H27、R1～３：被害なし

秋はヒグマに注意

人身被害は春と秋に多く発生

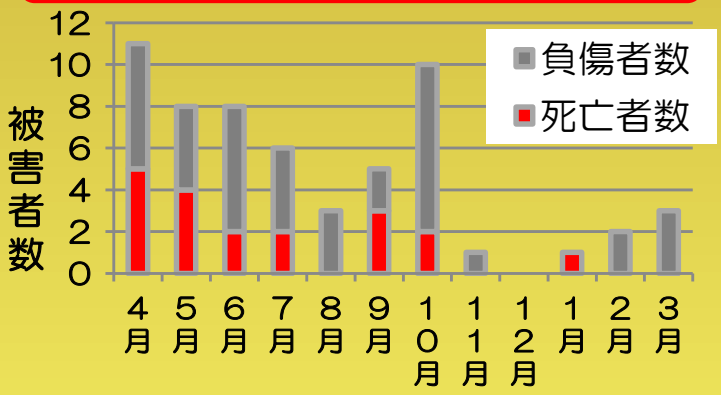

発生月別のヒグマによる人身被害者数
（平成元年度～令和４年７月末　狩猟者が被害者の事例を除く）

被害の2/3は山菜・キノコ採りで発生

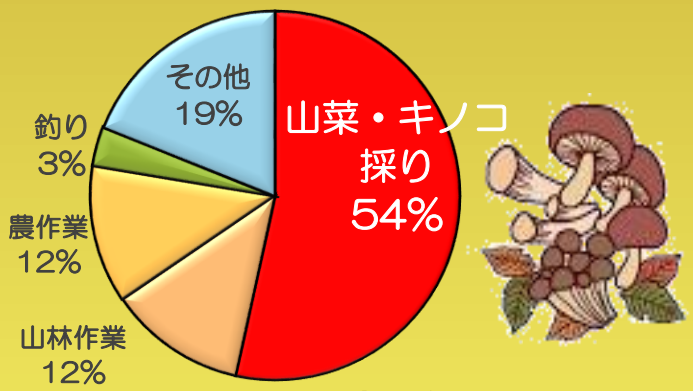

被害発生時の被害者の活動
（平成元年度～令和４年７月末　狩猟者が被害者の事例を除く）

秋のヒグマ注意特別期間

令和4年 9月3日(土)～10月31日(月)

あなたが被害者にならない一番の方法は

ヒグマに遭わないことです

- 食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- 一人では野山に入らない
- 野山では音を出しながら歩く
- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 薄暗いときには行動しない
- フンや足跡を見たら引き返す

※　人里周辺などでヒグマを目撃したときは、市町村役場または警察にご連絡ください。

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室

参　考

北海道ヒグマ注意報等の概要

■目的

道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画　第２章の３(１)①ア(エ)

■ヒグマ注意報等

- ヒグマ警報（警報）
- ヒグマ注意報（注意報）
- ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■注意報等の発出

＜警報＞
本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

＜注意報＞
本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

＜注意喚起＞
本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出

＜ 注意報等の発出イメージ ＞

今回の発出ケース	市街地付近（住民などが利用する生活圏）	市街地付近 以外（ヒグマの生息圏）
人身被害発生	警報	注意報
出没が頻発	注意報	必要に応じて注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他	必要に応じて注意喚起	

＜ 発出基準等 ＞

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出没している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じ延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出没、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念されるとき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。